

郷土室だより

第76号

平成4年6月30日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 04-029

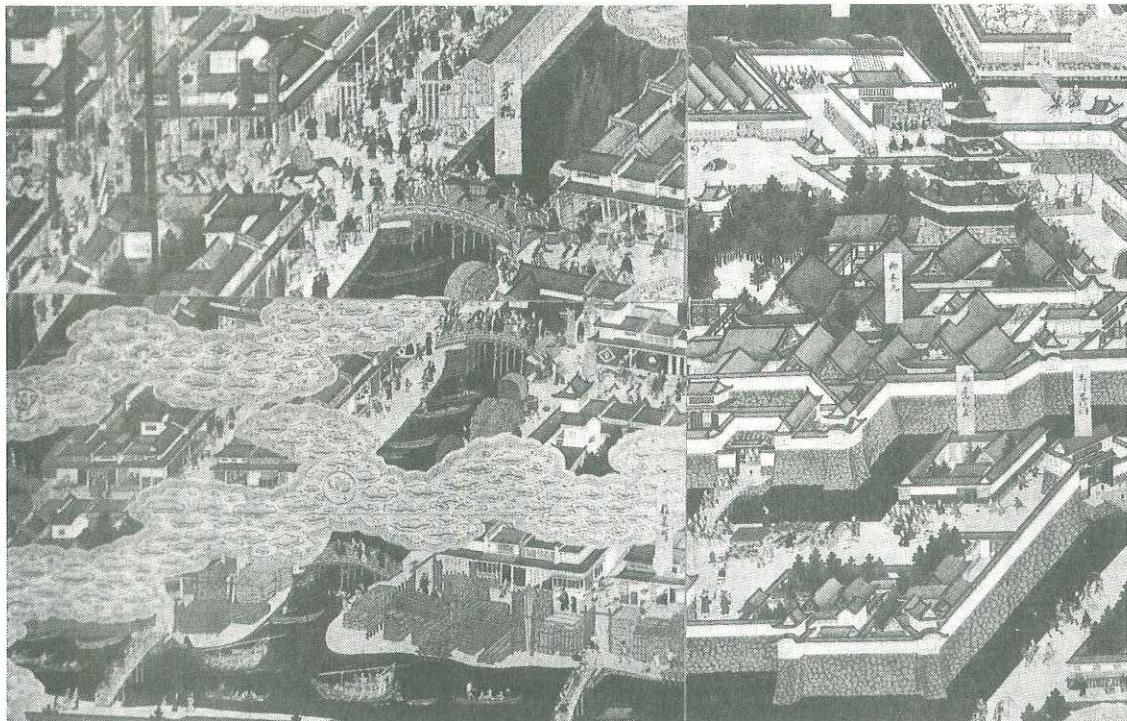
中央区の“みち”（その1）

◇屏風絵と中央区

徳川家康が天正十八年（一五九〇年）に江戸に来てから、約七〇年近くたったころまでの江戸の様子は、たとえば佐倉にある国立歴史民族博物館にある『江戸図屏風』をはじめ、同時代の幾つかの有名な屏風絵などでうかがうことができます。下の写真もその一部なのですが、多分読者諸氏も“どこぞ所蔵”的『江戸図屏風』だといったタイトルはご存知なくとも、何らかの形でこうした屏風絵をごらんになっていることと思われます。

——堂々とそびえる天守閣を中心いて城郭が幾重にもめぐっています。そのまわりの大名屋敷の門は、現在の日光の陽明門によく似た姿で描かれています。その華麗さは幕府が全国の大名を動員して行った「天下普請」の成果にはかりません。

またその華麗さを生み出すために、直接活躍をした町人たちの生活の様子も、例外なくていねいに描かれています。全国からの物資が運ばれてきた江戸湊のにぎわい。町人たちの住む「町」の町角には白壁づくりの二・三層の角屋敷、それに軒をつらね



『江戸図屏風』（合成）

る商家の店先には、あらゆる品物が山のように積み上げられています。

この風景にさらに活気を加えているものが、江戸湊の水辺にぎりと建てられた芝居・あやつり・音曲などの劇場であり、遊女屋や風呂屋でした（こうした屏風絵をカラーレで紹介できないのが残念です。）

そしてこのような町人の活動の場としての「町」のほとんどは、多くの研究の結果、現在の中央区の範囲と一致することも、またよく知られていることです。

◇明暦の大火

ところがこのような華麗な江戸は、明暦三年（一六五七）一月一八、一九日の、いわゆる「明暦大火」またの名では「振袖火事」で、あとたもなく焼けつくしてしまいました。焼死者は十万人（＊1～3参照）を越えたとありますから、その被害がどんなに大きなものだったかがわかります。

*1 この大火の記録である『むさしふみ』（武藏鑑）、浅井了意著（万治四年）一六六一刊）では「十万二千百余人」。またこの時の焼死者を埋葬した本所回向院の記録では「一万七千四十四人」。

*2 関東大震災

大正十二年（一九二三）の関東大震災の東京市の人的被害は、「大正震災志」（大正十五年 内務省刊）によると「死者五万八一〇四、行方不明一万〇五五六」。

*3 東京大空襲

昭和十九（一九四四）五年）の被害は『東京大空襲・戦災誌』第1巻では「三月一〇日一日の死者は推定一〇万人」。

同書第3巻中の「東京都戦争被害」では死者は「九万二七七八」。同じくこの3巻に収録されている『東京都戦災誌』の死者数「九万四二二五」という数字も並記されています。このような数字のちがいは、現場で集計する当局の調査能力がそれだけ低下していたことを物語るものであります。

ところがこの江戸の人口・面積がいちばん少なかつ

この江戸・東京の三大災禍を、それ

の時期の人口と市街地の範囲との関係で検討してみると、明暦時代の

本妙寺、一九日の伝通院表門の門前（文京区小石川三丁目辺）、夜になつての麹町五丁目（千代田区）の三カ所で、それぞれの火事は二十日の朝まで燃え続けたのです。この火事の「リア

◇放火的の江戸

明暦大火は別名の振袖火事という名で知られているようだ、怪談仕立ての因縁物語といった原因ではなくて、反幕派の浪人たちの組織的放火によるものでした。

この大火の前にも慶安四年（一六五

一）の将軍家光の死をチャンスにした由井正雪の「江戸火攻め作戦」や、翌年（承応元年、一六五二）の別木（戸）次庄左衛門らの「増上寺放火作戦」などが未遂事件として処理されました。が、明暦大火は三度目に「成功」した放火だったといえます。

もちろん当時の公文書をはじめ多くの記録には、直接放火だと書いたもの

はありませんが、間接的には放火を前提としたものばかりが残されています。この大火のあとで幕府がいかに「放火の元凶」としての浪人の取締りを厳重にしたかを証明する史料やエピソードは、それこそ山のようにあります。

明暦大火の記録でも火元は一八

ル・タイムの資料ともいえる前出の『むさしふみ』には、

日本橋をはじめとして江戸中にありとあらゆる橋々六十ヶ所、此のうち浅草橋と一石橋一つ、すなわち其橋もと後藤源左衛門というものの家ばかり江戸中の名残に、只一つ焼残る

と江戸中の橋が二つだけ残して全部焼け落ちたという異常なことを書いています。また火事に逃げまどう市民について、つきのようになります。

猛火さかんになり、十町甘町をへだてて、飛び越え飛び越え、もえあがりもえあがりけるほどに、前後さらにわきまへなく、諸人にげまどいて、焰にこがされ、煙にむせび、又は大名小名の家々に（中略）銅れたる馬ども、（中略）綱をきりて、追はなし追はなしやられしかば、此馬ども人と火とにおどろき、逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中にかけこみ……（後略）

現したことなどを書きとめています。

◇ 防火都市計画

ら大火の翌年の万治元年十月に出され

た触書から、中央区内の消防団の活動を規定した部分を紹介しましょう。

(前略)

『むさしあぶみ』を信用した上での話ですが、いくら木橋だとはいえ現在も皇居の平河門や和田倉門にかかるているような橋が、人が逃げる間もなく一度に大部分が焼け落ちるものなのでしょうか。またこうした「飛び火」の多かったことも放火説を裏づける一つのデータだといえます。

それと同時にこのときに、焼失した初期の江戸市街は、はじめに予想していいた以上に大きくなり、人口も多くなつたのにもかかわらず、大都市としての防火対策を考え入れていなかつたことが、被害を大きくしたもう一つの理由だといえます。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹底的な取締り、武家と町方のそれぞれの自警組織の確立や、火事見舞の制限などを打ち出しています。さらに消防組織として、すでにこの時期にのちの町火消に相当する組織がつくられました。そうしたことを制定した法令は、たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたやすく読むことができますが、その中か

互いにがいにしろといっています。

また「六〇間(約一ニニ丈)より長

い町では、両側に十すつ井戸を掘るこ

◇ 復興都市計画

互いにがいにしろといっています。

つたことが大きな原因でした。

『横町や会所(町の共有地)にも両

側に井戸を二つ掘ること』。

「片町一町には井戸四つ掘ること」

「上水が来ていない町では、一つの

町の両側に水溜桶八つ掘入れ、月に一

度は水を入れ替え、水切れがないよう

にしろ」

というように細々と命令しています。

この法令で確認できることは、一つの町は道路をはさんだ両側の街郭でな

り立つていてこと。その町の標準的な

間、庭之分取候て作事仕度者は早

々可申候、前篇如相触候、本間之

外、三尺之釣ひさし柱なしに可仕

候、但表之下水ハぬきにてすのふ

たを可仕候、御定之外、道え少も

なく水道の水を汲み上げるものが主流

だったこと。水道のあるなしにかかわ

らず江戸の街では約一四mおきに火

の用心井戸^{火之元等之部}や防火用水が道路に掘り

込まれていたことなどです。

なおこの法令をはじめ、これまでに

見てきたような放火対策の法令は『触書集成』の中の「火事并火之元等之部」に沢山見ることができます。

こうした防火施設があつたのにもか

かわらず、明暦大火で高い「死亡率」

つまり明暦大火後にはじめて江戸市

街の主要道路の道幅が京間で五間ない

し六間幅となり、その中でもとくに江

◇ 防火施設

これもハード面でみてみると、承

応四年(一六五五)三月、つまり大火

の約二年前に、防火井戸に関する法令

が出されています。

それは「一つの町の両側に火の用

を出してしまったのは、なんといって

も江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

底的な取締り、武家と町方のそれぞ

れの自警組織の確立や、火事見舞の制限

などを打ち出しています。さらに消防

組織として、すでにこの時期にのちの

町火消に相当する組織がつくられまし

た。そうしたことを制定した法令は、

たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたや

く読むことができますが、その中か

れども江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

い」とあります。

幕府の復興防火対策はソフトな面で

は放火対策が中心で、とくに浪人の徹

戸のメイン・ストリートであった、日本橋通町は現在の中央通りの道幅は、田舎間一〇間つまり田舎間一間の長さは約一・八一mですから一八・一八mにひろげることが公表されました。

同じく本町通は現在も本町通り。その東端の部分はいまは「横山町大通り」とも呼ばれている道の道幅は、京間の七間、つまり約一三・七八mの幅にするように御触れがだされました。

注 田舎間と京間

ここで田舎間と京間という二つの長さを簡単に説明しますと、およそつぎのようなものです。

田舎間一間＝六尺六寸＝メートル九丈六寸と一・八一m。京間一間＝六尺五寸＝六五寸＝一・九六九六m

このように長さの標準がなぜ二つ同時に存在したのか。またその意味などについては省略します。

◇江戸の道路の構造

この主要道路の拡幅命令が出されるまでの、江戸の町の道路の正確な幅は残念ながらわかつてはいません。

したがつて明暦大火を機会に、それまでにくらべてどれくらい道幅が拡げられたのかは不明です。

このような江戸の町の最初の道幅についての疑問はさておき、この法令によつてはじめて町の中を通る公道の道幅が明らかにされたわけです。

この法令の内容を図にしたのが第一図です。つまり一般的な町地の公道の構造は、①公道の両側の民有地から三尺（約一m）の土地を供出させ、この部分を「犬走り」と呼びました。

③底の雨だれが落ちる所に公儀（幕府）が管理する下水溝がありました。民有地と公道の境いは図のa-bの線です。この線は現在の建築基準法における「建築線」の原形とも考えられます。

こうした底や下水の状況は、例えば「江戸名所図会」の多くのさし絵によく描かれています。また「雁木」に相当する構造は、豪雪地帯に限らず、広く東西アジア一帯に今もみることができます。

◇大伝馬町の場合

この底の張り出し方は、中央区の「区民文化財」に指定されている『寛保沽券図』のうちの「大伝馬町図」などを見ますと、写真のように

「此墨引之内古来より田舎間一間通

し底御座候。内、間半は公儀地（幕府用地）にて、間半は町並裏行（町人地の奥行）式拾間地之内にて御座

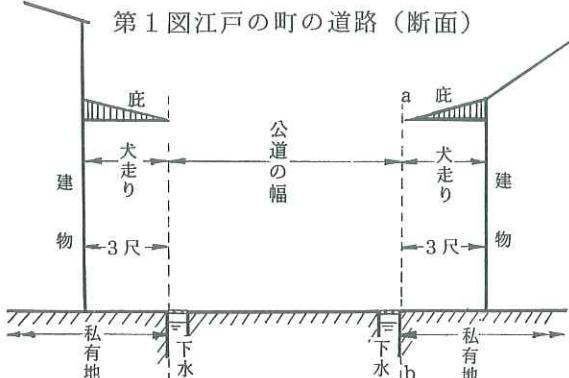
を通路にしたもので。そしてこの法令では道路側に底を支える柱をつけないよう命じています。

この形は現在、全国の商店街に広く見られるアーケードの原形だというこ

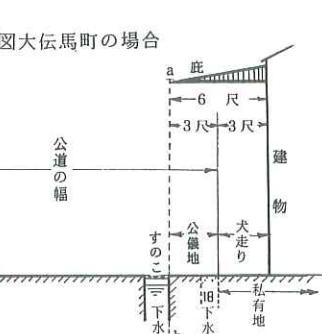


第2図 大伝馬町の場合

とあります。つまり本町通りに面した大伝馬町のアーケードは、一般的の町の倍の幅があつたわけで、その道路側の半分は幕府の公共用地、半分が私有地だったのです。第二図参照。



第1図 江戸の町の道路(断面)



第2図 大伝馬町の場合

の軒から底を長く張り出して、その下

候由申伝候」

現存する沽券図を見る限りでは、庇が堀間といいのは大伝馬町一～三丁目だけで、他の町はすべて前に述べたように三尺幅の「大走り」を私有地から削って、公共のために提供しています。もっとも庇のおかげで自分の店先きが多目的に利用できるのですから、けつして損な負担ではなかったのです。とくに大伝馬町の場合は伝馬役公用の輸送機関としての、馬の「立て場」が必要だったために、特例としての一間の庇地が認められたものとも考えられます。その意味で通町筋＝東海道に面した南伝馬町（現在の京橋一～二丁目）の沽券図が確かめたいものです。

◇下水のはなし

あたたび前に引用した法令にもどりますと、下水のことが目につきます。地形的に見た場合、江戸の都市部とくに中央区の範囲の最大の特徴は、海に向けて海拔高度が3mたらずの場所に立地したことです。この場所は地形学の上では「日本橋台地」、歴史的には「江戸前島」と呼ばれた半島状の場所です。この範囲を現在の地名でいいますと、「半島」の東側は日本橋・京橋・銀座地区、西側は千代田区の大手町・丸之内・有楽町・内幸町の一帯です。

「半島」の先端は新橋あたりでした。この低地を中心いて埋立てが進められ、中央区に限れば銀座の東側から築地・八丁堀・新川地区、それと佃島・石川島、明治以後は月島・晴海地区と埋立地は拡大されていました。月島・晴海のような近代の埋立地はさておき、約四百年前の中央区の範囲の「都市計画」の上で、いちばん優先的に考えられたことは下水の路線でした。

臨海低地や埋立地に水が乏ぼしければ、神田・玉川上水といった水道を引けば解決できますが、その「消費」した水をうまく処理しなければ、江戸はたちまち泥の海になってしまいます。そのため江戸の中心的的道路は「江戸前島」の背骨に当る場所を上手に選んで計画されました。現在の「中央通り」が新橋一京橋間、京橋一日本橋間、日本橋一筋違橋間で三つに折れて取りつけられた理由は、下水の排水のための勾配がとれるような場所を選んだための結果でした。『寛保沽券図』をみると、この中心道路に平行する下水路、直交する下水路のみごとなネットワークが明確に読み取れます。

なお江戸のこのような下水網の直接の「先輩」は、大阪市で今も利用されている「太閤の背割下水」の考え方と

技術です。大阪は太閤——豊臣秀吉が開いた都市ですので、何でも太閤がやったことになる傾向がありますが、現存する「太閤下水」の大部分は、豊臣家が滅亡してから五年後の元和五年（一六一九）に、徳川が大阪を復興させた時につくられたものでした。それはさておきその下水の場合もわずかな勾配を利用して、上手に排水できるよう工夫したものでした。

◇下水のフタ

江戸の下水は前の写真や図のとおり、庇下や街郭の周囲には幅一尺五寸（約四九・五cm）の下水路が掘られ、それが何本か合流したのが「大下水」で幅三尺。さらに場所によっては幅一間か二間の下水路で海に通じています。らしそれ以上の下水路で海に通じていまして。幅一間以上の下水路は交通路としての「舟入堀」を兼ねていたことはいうまでもありません。

つぎは庇下の下水のことです。このような私有地と公道の境にある下水は「公儀下水」と呼ばれて、幕府の管理下にありました。



するように指示されています。

これを現在風にいいかえると、店先のスペースの有効利用のために、アーケードを許可したのだから、公共下水のフタは自分たちの負担で作れということです。

『江戸名所図会』に描かれた中央区の範囲の町をていねいに見ますと、た

いていは「すのこ」ではなく、石の立派なフタが描かれています。これは商店の財力を反映したものだったのでしょうか。

これと同じような事が現在の区内を通る中央通りの歩道の舗装に見られます。都内他の主要道路の舗装とくらべると随分立派ですが、やはりそれは「東京の顔」としての場所柄を物語るものといえます。

江戸の町の公道と私有地の関係は第一回で一般的な町の場合を、第二回でいわば特別なケースとしての大伝馬町の場合を示しました。

これはくり返すように明暦大火の復興都市計画の一つとしての、道幅拡張事業だったのですが、その後もたびたび公道の幅が改正されたり、延焼防止のための空地＝広小路を作ったり廃止

したりといった、主に防火対策のための都市計画が行われました。

その場合、幕府が仮に「今度はこの地区は道幅を一間広げる」と命令いたします。その広げ方にについては当然命令された地区、とくに町の場合は関係町人全員が集まつて相談します。

寸法の事だけに限りませんと「道幅一間拡幅」の方法は、①道の片側（右側）を一間拡げる。②道の片側（左側）を一間拡げる。③両側の三尺ずつを拡げる。と三つの方法があるわけです。

ところが「拡げられる場所」は私有地なのですから、いくら封建時代で幕府権力が絶対だった時代でも、おいそれと話がまとまりません。

道路拡幅の場所が武家地（大名・旗本の邸宅地）や寺社地の場合は、本来は全部幕府のもので現在でいう地上権または使用権だけを認められていましたが、命令一本で簡単に処理できました。

しかし町人地の場合は、それそれが金で買ったものが大部分でしたから余計に大変でした。

そのうえさらに問題を複雑にする事

情がありました。それは現在の国税・都税・区税に相当する「税金」の仕組みでした。税金はすべて地主が負担したのですが、その課税方法や納税

方法は「町」単位で行なわれました。

いまのように個々の地主名義では納税されなかつたのです。前の①と③の方法を決めるだけでも、どんなに大変なことだったかが想像されるでしょう。

はこの項をつづけます。三芳亘

◆またもや下水

—郷土資料室からのお知らせ—

すべてそうした話し合いがついた途

端に問題になるのは④新しい道と私有地の境いにどのように下水を掘るのか

という事です。ポンプがない時代ですからすべて「自然流下式」。地形に従

がって勾配をとらなければなりません。

その意味であまり勝手な街づくりはで

きません。

⑤今までの下水構の処分、そのまま

にすれば交通上の障害にもなり拡幅の意味がなくなります。

⑥一番常識的なのが今までの下水構を新道路の端に「平行移設」すること

で、実際にこのケースが最も多いので

すが、道幅は拡げられても下水の移設

は、なかなか同時には行なわれなかつたようです（第二回の旧下水の位置）。

つまり三尺未満の細い下水が「変な

場所」にあつたとしますと、その線が

かつての公道と私有地との境いだったことを示す線に相当するものでした。

このように細かく見て行くほど、複

雑な条件が目につくようになります。

江戸の基本的な都市施設として、上

水道はいつも「脚光」を浴びてきましたが、なぜか道路と下水については関心が薄いようです。これからしばらくはこの項をつづけます。

三芳亘